

# 小平市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)25年度の 人件費率
26年度	人 18万6,958	万円 601億3,865	万円 12億4,627	万円 88億9,925	% 14.8	% 15.4

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

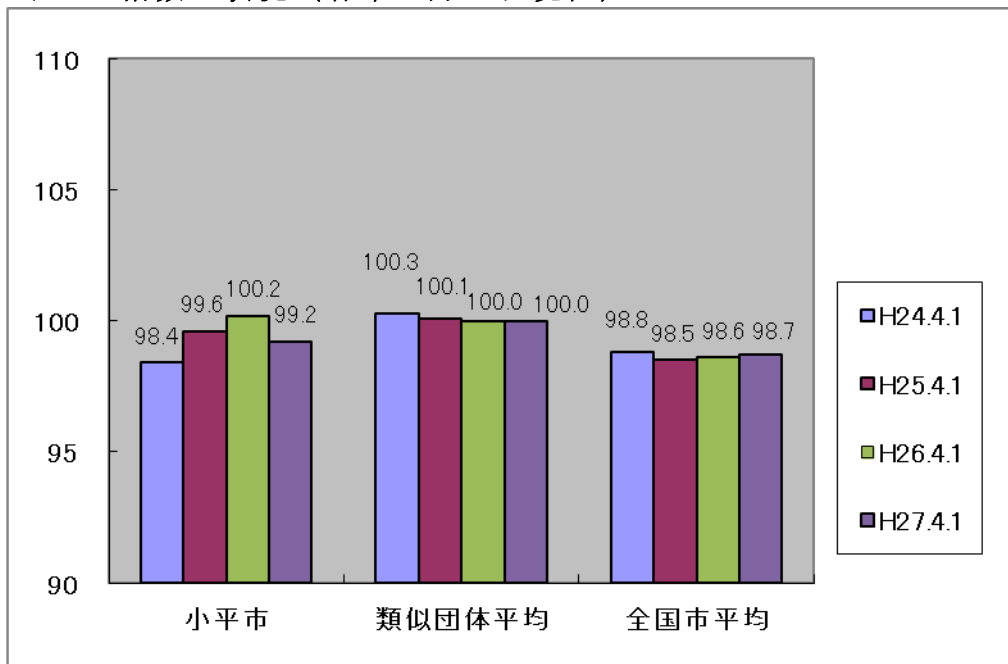
区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当等	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 865	万円 32億2,270	万円 10億368	万円 13億2,174	万円 55億4,812	万円 641.4	万円 651.1

(注) 1 職員手当等には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成 26 年 4 月 1 日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※平成 27 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

##### ① 給料表の見直し

〔 実施 未実施〕

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日  
 （内容）一般行政職の給料表については、東京都の見直し内容に準じ、平均1.5%引下げとなりました。なお、東京都に準じ、国が実施する給料表の引下げに伴う現給保障は行わず、地域手当を2ポイント引上げとする給料月額と地域手当の配分変更を実施しました。  
 また、技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施しました。

##### ② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準16%に対し、小平市においても16%を支給  
 （実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度は14%、給与改定後は平成27年4月に遡及し15%を支給

（参考）

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	12%	13%	15%	16%
小平市の支給割合	12%	14%	15%	16%

##### ③ その他の見直し内容

東京都に準じ、給与構造を6級構成から5級構成に移行しました。また、退職手当の調整額における調整額点数1点当たりの単価についても、東京都に準じ1,000円から1,075円に引き上げました。（平成27年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小平市	39.9歳	31万9,000円	46万7,867円	39万1,773円
東京都	41.6歳	31万8,513円	45万4,886円	40万246円
国	43.5歳	33万4,283円	—	40万8,996円
類似団体	41.8歳	32万3,064円	42万3,877円	37万3,485円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均 年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	
小平市	50.8歳	79人	31万6,300円	37万4,485円	36万6,768円	—	—	—	—
うち学校 給食員	51.7歳	50人	32万1,000円	37万4,588円	36万9,572円	調理士	40.8歳	30万4,100円	1.23
その他	49.6歳	29人	30万8,200円	37万4,469円	36万2,138円	—	—	—	—
東京都	48.1歳	1,537人	29万3,483円	39万7,232円	36万5,078円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	28万9,141円	—	32万8,318円	—	—	—	—
類似団体	48.3歳	124人	32万8,514円	38万8,444円	36万4,101円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
小平市	—	—	—
うち学校給食員	611万3,556円	413万8,700円	1.48

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成24年～平成26年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」と「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

注1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		小 平 市	東 京 都	国
一般行政職	大学卒	18万1,200円	18万1,200円	総合職 18万1,200円 一般職 17万4,200円
	高校卒	14万7,400円	14万3,000円	14万2,100円
技能労務職	高校卒	13万9,500円	13万9,500円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	26万3,239円	36万5,885円	39万3,533円	42万3,015円
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	全学歴	—	—	29万7,220円	31万5,250円

※対象者が少人数の場合は、近似の階層を含み、平均を算出しています。

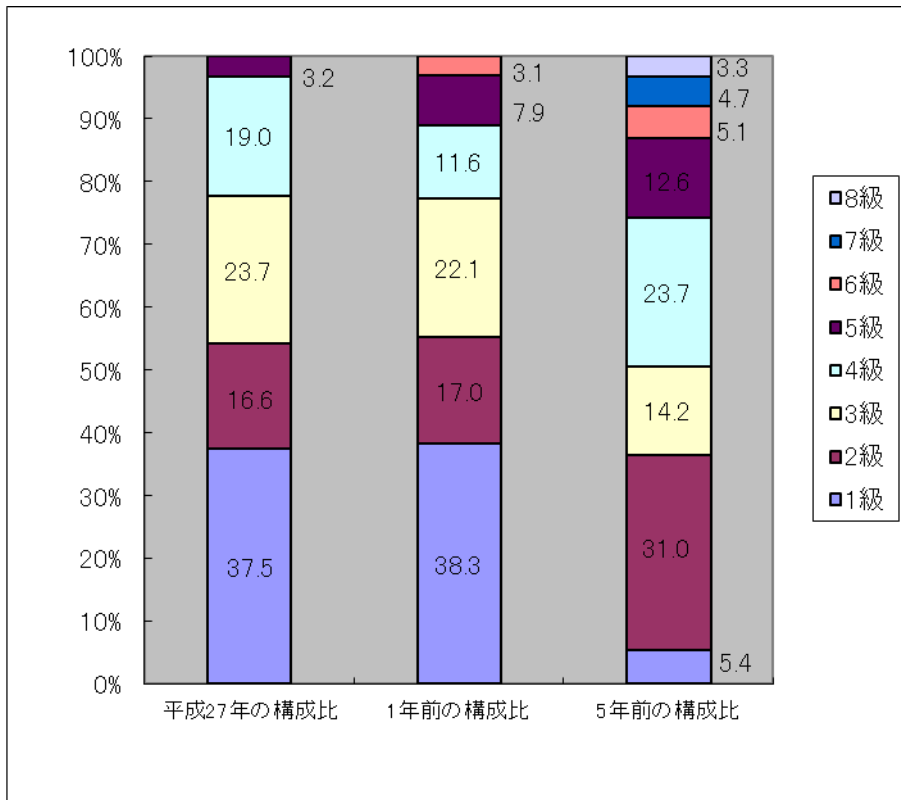
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長	19人	3.2%	49万3,100円	52万5,800円
4級	課長及び課長補佐	112人	19.0%	28万3,200円	45万4,300円
3級	係長	140人	23.7%	22万4,100円	41万4,500円
2級	主任	98人	16.6%	19万7,900円	36万2,500円
1級	主事	221人	37.5%	13万8,600円	32万5,500円

※給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です(税務職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、福祉職、技能労務職、教育公務員を除く)。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



※平成27年4月1日に6級制から5級制に変更（旧給料表の4級及び5級を廃止し新たな4級を設置）しています。

※平成25年4月1日に7級制から6級制に変更（旧給料表の5級及び6級を廃止し新たな5級を設置）しています。

※平成23年4月1日に8級制から7級制に変更（旧給料表の1級及び2級を廃止し新たな1級を設置）しています。

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況（平成27年4月1日現在）

- ア 勤務成績の評定の実施状況  
地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を基準日として課長級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施しています。
- イ 昇給への勤務成績の反映状況  
平成28年度からの導入に向けて検討をしています。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

小平市	東京都	国
1人当たり平均支給額(26年度) 153万円	1人当たり平均支給額(26年度) 173万円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.85月分 勤勉手当 1.35月分 (1.55月分 0.65月分)	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45月分 0.75月分)	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45月分 0.70月分)
(加算措置の状況) ・職務段階別加算 4～20%	(加算措置の状況) ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（平成27年4月1日現在。一般行政職）

ア 勤務成績の評定の実施状況  
地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を基準日として課長級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

イ 勤勉手当への勤務実績の反映状況  
病気休暇や休職などの実績を支給額に反映させています。

### (2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

小平市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.50月分	23.50月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	31.50月分	31.50月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	45.00月分	45.00月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	45.00月分	45.00月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%)	
1人当たり平均支給額	250万円	2,287万円			

※退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績(26年度決算)			4億3,226万円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)			44万7,934円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	14%	965人	16%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			97.5 (99.2)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（26年度決算）	79万2,400円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（26年度決算）	1万291円
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）	8.0%
手当の種類（手当数）	6種類

手当の名称	主な支給対象職員・支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	市税、保育園保育料、介護保険料（普通徴収に係るものに限る。）及び後期高齢者医療保険料（普通徴収に係るものに限る。）の滞納整理事務に従事する者で当該事務に1日2時間以上従事したもの	344千円	日額 350円(1月につき1,750円を限度とする。)
行旅死亡人等取扱 手当	行旅死亡人及び白骨の取扱作業に従事する者 行旅病人の取扱作業に従事する者	—	1件当たり2,800円 1件当たり1,400円
感染症防疫手当	感染症発生時の防疫作業に従事する者	—	日額 800円
福祉事務手当	福祉に関する面接業務、訪問調査及び指導に従事する社会福祉主事で当該事務に1日2時間以上従事したもの	441千円	日額 250円(1月につき1,250円を限度とする。)
犬猫等死体処理手当	犬猫等の死体の処理作業に従事する者	7千円	1件当たり300円
災害出動手当	災害対策本部が設置された時の緊急対策業務のうち現場作業に従事する者	—	日額 1,400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(26年度決算)	3億6,393万円
職員 1 人当たり平均支給年額(26年度決算)	43万6,367円
支給実績(25年度決算)	3億9,945万円
職員 1 人当たり平均支給年額(25年度決算)	47万4,403円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者…月額13,500円 その他の扶養親族…1人につき月額6,000円 満16歳～22歳の子については4,000円加算措置	異	配偶者…月額13,000円 その他の扶養親族1人につき月額6,500円 満16歳～22歳の子については5,000円加算措置	6,007万円	18万8,309円
住居手当	満 34 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者で、月額 1 万 5,000 円以上の家賃を支払っている場合 月額1万5,000円	異	賃貸住宅に居住する場合 賃貸住宅…月額27,000円まで	2,484万円	16万266円
通勤手当	6か月分を一括支給 交通機関利用者…1か月当たりの支給限度額55,000円まで 自転車等利用者…通勤距離に応じて支給(2,600～15,000円)	異	6か月分を一括支給 交通機関利用者…1か月当たりの支給限度額55,000円まで 自転車等利用者…通勤距離に応じて支給	6,617万円	8万3,122円
管理職 手当	管理職に支給 職層毎に定額を支給	異	俸給差別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定額を支給	1億1,563万円	86万2,879円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市長	105万円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副市長	90万円	111万8,000円/ 27万5,400円 93万円/ 61万6,000円
報 酬	議長	65万円	72万4,000円/ 44万5,000円
	副議長	58万円	66万円/ 38万5,000円
	議員	55万円	60万6,000円/ 36万円
期 末 手 当	市長	(26年度支給割合)	
	副市長	3.85月分	
退 職 手 当	議長	(26年度支給割合)	
	副議長	3.85月分	
退 職 手 当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×在職年数×400/100 給料月額×在職年数×300/100	1,680万円 任期ごと 1,080万円 任期ごと

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

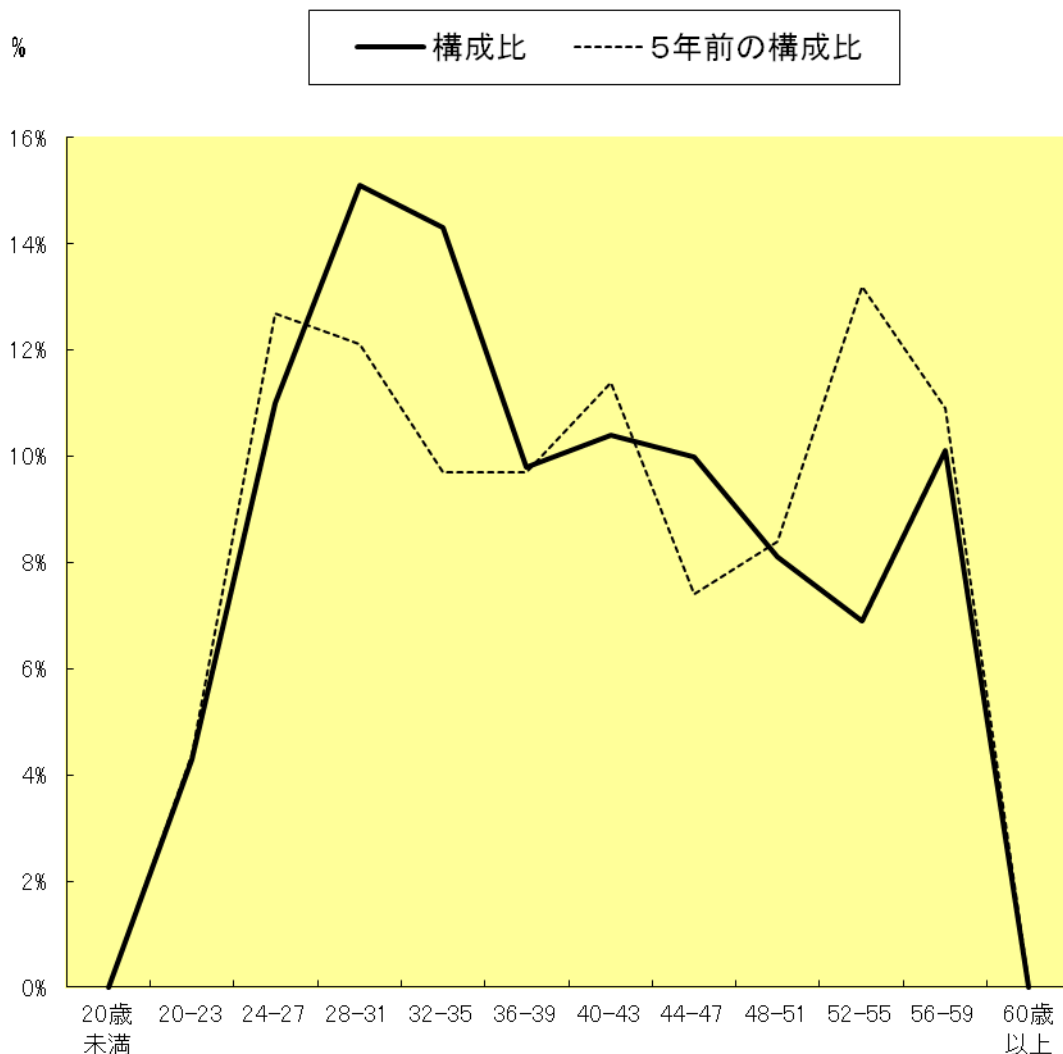
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	議会	11	11	0	教育部門からの業務移管ほか 業務増ほか 業務増ほか 業務増ほか 業務増ほか 業務増ほか <参考> 人口1万人当たり職員数 37.71人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 44.80人)
	総務企画	179	188	9	
	税務	64	64	0	
	民生	297	305	8	
	衛生	43	44	1	
	農林水産	4	4	0	
	商工	6	7	1	
	土木	81	82	1	
	計	685	705	20	
	教育部門	181	167	▲14	
小 計	866	872	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.64人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.70人)	
公 営 企 業 会 計 等 部 門	下水道	14	13	▲1	欠員 事務の改編ほか
	その他	45	44	▲1	
	小 計	59	57	▲2	
合 計		925 [1,075]	929 [1,075]	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.69人

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

※[ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	40人	102人	140人	133人	91人	97人	93人	75人	64人	94人	0人	929人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	過去 5 年間の増減数(率)
一般行政	672	676	677	674	685	705	33(4.9%)
教育	189	188	186	185	181	167	▲22(▲11.6%)
普通会計計	861	864	863	859	866	872	11(1.3%)
公営企業等会計計	57	59	59	58	59	57	0(0.0%)
総合計	918	923	922	917	925	929	11(1.2%)

注 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。